

## 2020年度の「町田市会計基準」の改正について

## 1 賞与引当金

## (1) 変更の理由

令和2年（2020年）4月1日から会計年度任用職員制度が導入されたため、賞与引当金にかかる基準を改正します。

## (2) 改正の内容

\_\_部分は改正箇所

計上箇所	改正後	改正前
第2章 貸借対照表  4 負債項目 （1）流動負債 ⑤賞与引当金	「町田市長等の給与に関する条例（昭和33年4月1日条例第21号）」によって市長等に支給される期末手当並びに「町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月1日条例第11号）」によって職員に支給される期末手当及び勤勉手当並びに「 <u>町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> 」によって職員に支給される期末手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち当期の負担相当額及び法定福利費が該当する。	「町田市長等の給与に関する条例（昭和33年4月1日条例第21号）」によって市長等に支給される期末手当並びに「町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月1日条例第11号）」によって職員に支給される期末手当及び勤勉手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち当期の負担相当額及び法定福利費が該当する。

## (3) 改正時期

2020年4月1日から施行する。

(4) 注記の内容

町田市会計基準を改正したことに伴い、以下のとおり、「2020 年度 町田市の財務諸表」の「1 重要な会計方針」及び「5 追加情報」に記載します。

①重要な会計方針

\_\_部分は変更箇所

令和元年度（2019 年度） 自 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日 至 令和 元年（2020 年）3 月 31 日	令和 2 年度（2020 年度） 自 令和 2 年（2020 年）4 月 1 日 至 令和 3 年（2021 年）3 月 31 日
<p><b>1 重要な会計方針</b></p> <p>(3)引当金の計上基準</p> <p>③賞与引当金</p> <p>「町田市長等の給与に関する条例（昭和 33 年 4 月 1 日条例第 21 号）」によって市長等に支給される期末手当並びに「町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 33 年 2 月 1 日条例第 11 号）」によって職員に支給される期末手当及び勤勉手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち当期の負担相当額及び法定福利費が該当します。</p>	<p><b>1 重要な会計方針</b></p> <p>(3)引当金の計上基準</p> <p>③賞与引当金</p> <p>「町田市長等の給与に関する条例（昭和 33 年 4 月 1 日条例第 21 号）」によって市長等に支給される期末手当並びに「町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 33 年 2 月 1 日条例第 11 号）」によって職員に支給される期末手当及び勤勉手当並びに「<u>町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>」によって職員に支給される期末手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち当期の負担相当額及び法定福利費が該当します。</p>

②追加情報

(7) 「町田市会計基準」等の改正（令和 2 年（2020 年）4 月 1 日付）

令和 2 年度（2020 年度）から、会計年度任用職員制度が導入されました。令和 2 年度（2020 年度）決算において計上した賞与引当金〇〇円のうち、会計年度任用職員にかかる賞与引当金は〇〇円です。

## 2 長期前受金

### (1) 変更の理由

令和2年（2020年）4月1日から下水道事業会計に地方公営企業法を一部（財務適用のみ）適用しました。これを受け、「町田市会計基準」のうち長期前受金にかかる基準が不要となるため改正を行います。

### (2) 改正の内容

計上箇所	改正後	改正前
第2章 貸借対照表  4 負債項目 （3）繰延収益 ①長期前受金	削除	下水道事業会計において、償却資産の資本形成に寄与する支出に対し国庫支出金、都支出金、一般会計繰入金、受贈財産評価額及び受益者負担金等が該当する。
第3章 行政コスト計算書  3 計上する項目 （1）通常収支の部のうち行政収支の部 ①行政収入 x vi 長期前受金取崩益	削除	長期前受金の当期取崩益が該当する。

### (3) 改正時期

2020年4月1日から施行する。

### (4) 注記の内容

町田市会計基準を改正したことに伴い、以下のとおり「2019年度 町田市の財務諸表」の「3 重要な後発事象」及び「2020年度 町田市の財務諸表」の「5 追加情報」に記載します。

#### ①重要な後発事象（2019年度決算）

令和元年度（2018年度） 自平成30年（2018年）4月1日 至平成31年（2019年）3月31日	令和元年度（2019年度） 自平成31年（2019年）4月1日 至令和元年（2020年）3月31日
<b>3 重要な後発事象</b>  _____	<b>3 重要な後発事象</b> (1)組織・機構の大幅な変更 下水道経営基盤の強化と財政マネジメントの向上のため、令和2年（2020年）4月1日から下水道事業会計に地方公営企業法を一部（財務適用のみ）適用しました。

②追加情報（2020年度決算）

（6）組織・組織の大幅な変更

下水道経営基盤の強化と財政マネジメントの向上のため、令和2年（2020年）4月1日から下水道事業会計に地方公営企業法を一部（財務適用のみ）適用しました。

（7）「町田市会計基準」等の改正（令和2年（2020年）4月1日付）

令和2年（2020年度）から、下水道事業会計に地方公営企業法を一部（財務適用のみ）適用したことに伴い、下水道事業会計のみで用いていた貸借対照表中「Ⅲ 繰延収益」の「長期前受金」及び行政コスト計算書中「Ⅰ 行政収支の部」の「1 行政収入」の「長期前受金取崩益」が不要となりました。そのため、令和元年度（2019年度）決算では、貸借対照表から「Ⅲ 繰延収益」及び行政コスト計算書から「長期前受金取崩益」を削除しています。